

## 浦安市週休2日制工事実施要領

(目的)

**第1条** 本実施要領は、浦安市の発注する工事における週休2日の取組において、労務費の補正等を行うために必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この実施要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日制工事 現場閉所による週休2日制工事の総称をいう。
- (2) 現場着手日 現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する日をいう。
- (3) 現場完成日 現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日をいう。
- (4) 対象期間 現場着手日から現場完成日までの期間をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間や、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間など）及びこれらに類する期間は含まない。
- (5) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (6) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所した状態をいう。
- (7) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (8) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、現場休息率の算出において、現場休息

の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。

(対象工事)

**第3条** 週休2日制工事は浦安市が発注する工事を対象とし、対象とする場合は、次に掲げる契約方式ごとに、それぞれ次に掲げる書面（電磁的記録を含む。）に、対象工事である旨等を記載する。

- (1) 一般競争入札の場合 入札公告及び仕様書
- (2) 随意契約の場合 仕様書

2 上記1の記載は、別記1の記載例を参考にするものとする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 現場施工が1週間未満の工事
- (2) 緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）
- (3) 現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事（学校の夏休み期間中での工事等）

(発注方式)

**第4条** 週休2日制工事は発注者が週休2日に取り組むことを指定する発注者指定方式とする。

(工事費の積算)

**第5条** 予算執行課は、週休2日の各区分に応じた補正係数（別表1）を各経費に乘じ、4週8休達成を前提とした積算を行うものとする。また、営繕工事における補正は労務費のみ行うものとする。ただし、達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更するものとする。

(現場閉所（現場休息）の確認方法)

**第6条** 現場閉所（現場休息）の確認方法は、以下のとおりとする。ただし、監督職員は必要性があると認められた場合、都度現場の確認を行うことができるものとする。

- (1) 現場着手前

ア 監督職員は、受注者より（別紙1）「週休2日制工事取組計画書」等を受領し、週休2日が確保されていることを確認する。

イ 「対象期間」の設定として、現場着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「週休2日制工事取組計画書」を作成する。

(2) 現場着手後

ア 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を工程表等により確認する。なお、工程表等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

イ 受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため、（別紙2）「週休2日制工事取組状況報告書」に現場閉所（現場休息）の回数や報告期間を記載し、監督職員に毎月提出するものとする。

ウ 受注者は、工期期限終了後速やかに、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため、（別紙3）「週休2日制工事取組結果報告書」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。ただし、現場完成日が工期期限に近く、契約変更等の手続期間を十分に確保できない場合には、受発注者協議により現場閉所（現場休息）の状況を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所（現場休息）の日を協議により決定し、これに基づき契約変更を行うものとする。

（留意事項）

**第7条** 予算執行課は、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- (2) 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。
- (3) 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

- (4) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
- (5) 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。
- (6) 週休2日制工事の受注者は、対象期間中、週休2日制工事を実施している旨を工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示する。
- (7) 新営工事においては、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」、「建築工事適正工期算定プログラム」（（一社）日本建設業連合会）、過去の同種工事の実績及び実施設計時に作成した工程表を参考として適正な工期を確保する。改修工事においては、過去の同種工事の実績を基に、実施設計委託時に作成した工程表を参考として適正な工期を確保する。
- (8) 週休2日を達成できなかったことによる工事成績評定点の減点はしない。
- (9) 週休2日制工事の契約後、関連事業、関連工事等に起因する特別の事情により当該工事の週休2日の達成が困難となった場合は、受発注者協議により週休2日制工事の対象外とすることができるものとする。

(その他)

**第8条** この要領に定めのない事項については、受注者との協議により定めることとする。

## 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 補正係数

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

別記 1

【入札公告、指名通知書、仕様書における記載例】

本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日制工事（発注者指定方式）である。